

第7章 構想の推進に向けて

1. 特定事業計画の策定・事業の推進

特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画を策定し、事業を実施する。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聞き、反映させるように努める。

2. 事業の進行管理

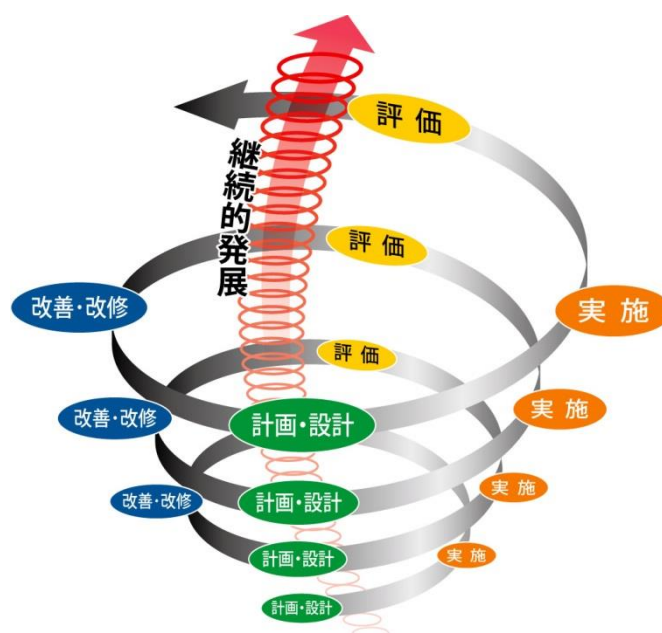
構想策定後、特定事業計画の策定・事業の実施については、事業者が各々進めていくことになるが、構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー*化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要がある。そのために、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行う仕組みを整備する。

3. 整備後の利用状況の確認

事業の進行管理に加え、必要に応じて、高齢者や障害者等の利用者を含めた区民の参加のもと、整備後の利用状況等のチェックを行うことにより、より使いやすい施設等への改善策を検討・実施する。

計画・設計（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善・改修（Action）のPDCAサイクルを導入して、スパイラルアップ*（継続的发展）を図ることにより、より質の高いバリアフリー化を推進する。

スパイラルアップのイメージ



4. 事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ伝えるため、区の広報やホームページ等を活用し、区民への積極的な情報提供を実施する。

5. 重点整備地区以外のバリアフリー化

重点整備地区以外では、道路や不特定多数の人が利用する建築物の整備の際に、バリアフリー法の基準適合義務規定により、個々の施設のバリアフリー*化が図られるが、それらのバリアフリー化に合わせ、できる限り関連する施設のバリアフリー化も行い、それらを連続させることにより、区内全域のバリアフリー化を推進していく。

6. 構想の見直し

今後、高齢化のさらなる進展や高齢者、障害者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求は、ますます高まっていくことが予想される。一方、高齢者、障害者等の新しい移動手段や移動を支援するシステムの開発など、バリアフリー化に関する技術開発も進められている。このような社会参加の変化や新たな技術の開発に合わせ、必要に応じて、構想の見直しについて検討を行う。